

## 福山市インターンシップ&オープン・カンパニー実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市（以下「市」という。）が、学生及び生徒（以下「学生等」という。）に対して市における就業体験の機会を提供し、学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることにより、開かれた市政を推進するために実施するインターンシップ&オープン・カンパニー事業（以下「インターンシップ等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(インターンシップ等の対象者)

第2条 インターンシップ等の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校その他の市長が相当と認める学校（以下「大学等」という。）に在籍中の学生等とする。

(受入期間)

第3条 受入期間は、1月を超えない範囲で、市長が相当と認める期間とする。

(実習生の受入手続等)

第4条 市は、インターンシップ等の内容、申込期間等をあらかじめホームページに掲載するものとする。

2 大学等は、学生等に市における就業体験を行わせようとするときは、福山市インターンシップ等申込書（様式第1号）により市長に対して、その旨を申し込むものとする。

3 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、学生等に就業体験を行わせることの可否を決定し、その旨を大学等に通知する。

(1) 希望するインターンシップ等の内容が、市で受入可能な業務内容と一致していること。

(2) 大学等において、事前の学習やインターンシップ等終了後の評価を行うなど、就業体験を効果的に実施するための措置を講じていること。

(3) 市が行う業務に支障がないこと。

4 市は、就業体験の受入れを決定した場合は、大学等と福山市インターンシップ等に関する協定書（様式第2号）により協定を締結する。

(報酬等)

第5条 市は、就業体験の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しない。

(誓約書)

第7条 実習生は、次条から第12条までの規定を遵守するよう、市に対して誓約書（様式第3号）を協定締結後、就業体験開始の前までに大学等を経由して提出しなければならない。また、大学等は実習生に対し、この誓約の遵守について指導しなければならない。

(実習に専念する義務)

第8条 実習生は、市の職員の指示に従い、就業体験の時間（以下「実習時間」という。）の間は実習に専念しなければならない。

(法令遵守義務)

第9条 実習生は、実習時間中は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第10条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第11条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

2 実習生は、個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によるところとする。

(2) 実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(実習中における事故の責任等)

第12条 大学等及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 市は、実習受入先での安全確保に当たることとし、大学等及び実習生は、実習中及び実習先への往復の途上における事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対し、その損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。ただし、その損害等が市の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習の取消し)

第13条 市は、実習生が第7条から前条までの規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を取り消すことができる。この場合、市は大学等にその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 市は、大学等が実習生の実習内容について証明を求めてきたときは、これを行うものとする。

(実習終了後)

第15条 実習生は、実習終了後1か月以内に福山市インターンシップ等アンケート(様式第4号)を、大学等を介して市に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により提出が困難な場合は、事由発生後直ちに市へ連絡するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップ等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2011年(平成23年)5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年(平成26年)5月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2016年（平成28年）5月13日から施行する。

附 則  
この要綱は、2017年（平成29年）3月10日から施行する。

附 則  
この要綱は、2021年（令和3年）5月12日から施行する。

附 則  
この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。